

環境

野焼きは法律で禁止されています!!

廃棄物処理法第16条の2により、廃棄物の野外焼却(野焼き行為)が一部の例外を除き禁止されています(例外は左記参照)。

この法律では、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」とあり、廃棄物の野外焼却(野焼き行為)禁止に違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されることがあります(廃棄物処理法第25条第1項第15号)。

【野外焼却(野焼き行為)禁止の例外規定】
①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な



▲燃やさず、適切に処理しましょう

【例】河川管理者などが河川の管理を行うために伐採した草木などの焼却。
②震災、風水害、火災、凍霜害そのほかの災害予防、応急対策または復旧のための焼却。
【例】災害時の木くずの焼却。
③風俗習慣上、宗教上の行事のために生じた廃棄物の焼却。
【例】どんと焼き、門松、しめ縄などの焼却。
④農業、林業または漁業を営む上でのやむを得ない廃棄物の焼却。
※家庭菜園・レジャー農園は農業ではありません。
【例】農業者が行う病害虫防除目的の稲わら、畦畔の枯れ草などの焼却。
※ピニール類は不可。
⑤たき火など、日常生活を営む上での通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(煙の量やにおいなどが近隣の迷惑にならない程度)の燃焼行為。

【市からのお願い】
ごみは各家庭などで燃やして処理しないことが原則です。ごみを燃やした時に発生する煙には、ダイオキシン類が含まれているだけでなく、においが洗濯物についたり、煙が部屋に入るのを窓が開けられず、ぜんそくなどの持病を持っている人には大変つらいものです。また、火災になる危険もありますので、家庭ごみは分別して集積所に出すようお願いいたします。※詳しくは左記まで。

【環境指導に関すること】
環境保全課環境指導班(☎内線361-363)、【廃棄物の処理に関すること】クリーン推進課(☎内線383、385)。

2013年版手賀沼カレンダーの販売

手賀沼カレンダーの販売を10月1日から行います。売上金は手賀沼浄化啓発事業費として使われます。

●販売日：10月1日(月)。
●販売部数：15,000部。
※売り切れの場合はご了承ください。
●販売価格：一部200円。
●販売場所：我孫子市役所、我孫子しみんプラザほか。
※詳しくは、問い合わせ先へ。
☎クリーン手賀沼推進協議会事務局(我孫子市手賀沼課内・☎04-7185-1111)。

生ごみ処理機、剪定枝粉碎機の貸し出しと生ごみ処理機購入助成金



生ごみ処理機、剪定枝粉碎機を貸し出します

市では、各家庭から排出される生ごみおよび剪定枝の減量化、資源化を推進するとともに、生ごみ処理機(乾燥式)、剪定枝粉碎機(電気式、エンジン式)の普及、促進を図るため機器の貸し出しを行っていますので、ぜひご利用ください(事前予約制)。なお、機器の貸し出しにつきましては、ゴミとして出さないなどの貸し出し条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

生ごみ処理容器、処理機購入補助金制度

市では、一般家庭から毎日排出される生ごみの減量化を推進するため処理容器(コンポスト、EM容器など)や処理機(乾燥式、バイオ式など)を購入した人に予算の範囲内で補助金を交付しています。上限はありますが、購入費の3分2を補助しておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、市ホームページまたは下記までお問い合わせください。
☎クリーン推進課クリーン推進班(☎内線383)。

NPO法人・市民活動団体向け補助金・助成金講座

NPO法人や市民活動団体を対象とする補助金や助成金は数多くありますが、すぐに獲得できるものではありません。そこで、申請方法や補助金獲得の可能性を少しでも上げるためのコツなどを解説します。

☎10月13日(土)・午前10時~正午。
☎市民活動支援センター(中央駅前地域交流館2号館)。
定30人。費200円(資料代)。
☎電話で左記まで(先着順)。
☎市民活動支援センター(☎4500・i.shiencenter@minos.ocn.ne.jp)。

都市

県営住宅空家入居資料の配布

県営住宅の募集および空家状況資料などを配布しています。募集資料は二種類、空家入居(年4回/4・7・10・1月)・常時(毎月)です。資料は募集月の前月末ごろに配布します。

●配布場所：市役所建築課、各支所、中央駅前出張所、牧の原出張所。
資料についての問い合わせは、千葉県住宅供給公社県営住宅管

理部募集課(☎043-222-9200)へ。
☎建築課住宅班(☎内線776)。

違反建築防止週間

を受けていますか、完了検査

完了検査

10月11日(木)~10月17日(水)は、違反建築防止週間です。この週間には、県内一斉公開建築パトロールが実施されます。建築基準法では、建物の安全性を確保し、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物の敷

150人(当日先着順)。
☎八畝(☎090-5217-6699・teganumafuru@yahoo.co.jp)。

相談

障がい福祉 巡回相談

障がい福祉サービスの利用や悩みなどの相談に、相談員が応じます。

☎①毎週火曜日、②毎週水曜日・①②とも午前10時~正午。
☎①印旛支所1階相談室、②本笠支所相談室。

☎いんば障害者相談センター(☎992501)に予約を。

医師による「LIVINGの健康相談」

精神的な悩みなどお気軽にご相談ください。相談内容については、秘密厳守します。

☎10月25日(木)・午後2時~4時。
☎市役所1階相談室。
☎事前に左記まで。
☎社会福祉課障害福祉班。

凡例 曜日時 会場場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯帯電話